

福島第一原子力発電所 2020年度第2四半期の実施計画検査結果について

< 参 考 資 料 >
2020年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 昨日（11月11日）の原子力規制委員会において、原子力規制庁が実施した福島第一原子力発電所における2020年度第2四半期の実施計画検査の結果が報告され、保安検査指摘事項に該当するものが下記のとおり4件あると判断されました。
- 当社といたしましては、今回の結果を踏まえ、再発防止対策に確実に取り組むとともに、業務品質のさらなる向上を図り、原子力発電所の安全確保に努めてまいります。

件名	概要	実施計画の違反区分
大型機器メンテナンス建屋内における休憩所サーベいの未実施	休憩所において汚染のないことを確認するための毎日1回実施すべき表面汚染密度と空气中放射性物質濃度の測定を実施していなかった。また、事業者は測定結果を確認していなかった。	軽微な違反（監視）
3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染	適切なマスクの着用指示を行わなかったこと及び作業環境の適切な監視を行わなかったことにより、作業員に顔面汚染が発生した。	軽微な違反（監視）
2号機使用済燃料プールスキマサージタンク水補給操作における不適切な操作	手順書を用いず操作を行い、インターロックを除外しなかったためインターロックが作動し運転中のSFP 一次系ポンプが停止した。	軽微な違反（監視）
5・6号機自動火災報知設備の火災信号受信不備	設備取替え工事で適切な設計管理を行っていなかったため煙感知器の動作時に監視PC画面に「火災」と表示されるべきものが表示されなかった。	軽微な違反（監視）

※ 軽微な違反（監視）
事業者自身が改善処置による改善が見込めるもの